

# 届出対象行為

## (1) 届出対象行為

届出が必要な大規模な行為として定める届出対象行為は、以下のとおりです。

行 為		届出対象	
A. 建築物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新築、増築、改築若しくは移転</li> <li>・ 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替</li> <li>・ 色彩の変更</li> <li>・ 景観形成基準に適合していない外観の同色による塗装等</li> </ul>	高さが 15m または 建築面積 1,000 m <sup>2</sup> を超えるもの ただし、以下のものを除く (1) 当該行為に係る部分の見通すことができる壁面の面積の合計が 10 m <sup>2</sup> 以下のもの (2) 工業専用地域における、増築または改築に係る部分の建築面積が 1,000 m <sup>2</sup> 以下のもの（既存の建築面積が 1,000 m <sup>2</sup> 未満であって、増築または改築に係る部分の建築面積との合計が 1,000 m <sup>2</sup> を超えるものを除く） (3) 工事に必要な仮設のもの (4) 見通すことができない場所でのもの	
		① 柵、塀、擁壁の類	高さ 2m かつ 長さ 50m を超えるもの
B. 工作物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新築、増築、改築若しくは移転</li> <li>・ 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替</li> <li>・ 色彩の変更</li> <li>・ 景観形成基準に適合していない外観の同色による塗装等</li> </ul>	② 電波塔、物見塔、装飾塔の類 ③ 煙突、排気塔の類 ④ 高架水槽、冷却塔の類 ⑤ 鉄筋コンクリート・金属製の柱の類 ⑥ 電線路または空中線系（その支持物を含む）	高さ 15m を超えるもの （建築物と一体となって設置される場合は、建築物の高さとの合計の高さとする）
		⑦ 観覧車等の遊戯施設の類 ⑧ アスファルトプラント等の製造施設 ⑨ 自動車車庫専用の立体的施設 ⑩ 石油等の貯蔵・処理施設 ⑪ 污水处理施設等の類	高さ 15 m または 築造面積 1,000 m <sup>2</sup> を超えるもの
		⑫ 彫像、記念碑の類	高さ 15m を超えるもの
		ただし、以下のものを除く (1) 建築物と一体となって設置されるものの新築で、当該部分の高さが 1.5m 以下のもの（⑦～⑪にあっては、新築に係る部分の築造面積が 10 m <sup>2</sup> を超えるものを除く） (2) 増築または改築で、高さが増築または改築前の高さ以下のもの（⑦～⑪にあっては、増築または改築に伴い増加する部分の築造面積が 10 m <sup>2</sup> を超えるものを除く） (3) 工事に必要な仮設のもの (4) 改築で、外観の変更を伴わないもの (5) 見通すことができない場所でのもの	

行 為		届出対象
C. 開発行為		
D. 土地の 形質の 変更	土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	面積が 1,000 m <sup>2</sup> を超えるものまたは規模が高さ 5mかつ長さ 10m を超える法面を生ずるもの ただし、以下のものを除く <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農林漁業を営むために行う土地の区画形質の変更 (宅地の造成、土地の開墾、水面の埋立てまたは干拓を除く)</li> </ul>
E. 物件の 堆積	屋外における土石、廃棄物、再生资源その他の物件の堆積	高さ 5mまたは面積 500 m <sup>2</sup> を超えるもの ただし、以下のものを除く <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 見通すことができない場所での堆積</li> <li>(2) 堆積の期間が 90 日を超えないもの</li> </ul>

## (2) 届出を要しない行為

上記の届出対象行為は、以下のものを除きます。

- ・ 地盤面下または水面下における行為
- ・ 法令またはこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
- ・ 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- ・ 通常の管理行為、軽易な行為で周囲の景観を損なうおそれのない行為